相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市桃井町二丁目四番地一、最後の住所大阪府和泉市室堂町七六九番地の二

被相続人　亡　玉置　勲藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市広畑区東新町三丁目一〇九番地、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区高町一丁目二三四番地　被相続人　亡　山田　充宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

事務所兵庫県高砂市春日野町五番三号

相続財産管理人　司法書士　梅谷　正太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市桜町二丁目五番、最後の住所香川県高松市東ハゼ町九一七番地三

被相続人　亡　植松　弘道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

香川県高松市内町一番六号　井元ビル四階

相続財産管理人　弁護士　小林　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市桜町九九一番地の一、最後の住所福岡県田川市桜町一四番一〇号

被相続人　亡　原田　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

北九州市小倉北区木町一丁目一番一六号

相続財産管理人　安部　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南高来郡吾妻町田之平名五三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西本　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

長崎県島原市秩父が浦町丁三五四二番地五

相続財産管理人　園田洋一郎

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告する。

一、名称　株式会社オークス

代表者の氏名　代表清算人　上原　教文

二、本店の所在地　沖縄県那覇市松山二丁目三番一〇号二階

三、その他の営業所の名称及び所在地

コザ支店　沖縄市上地二丁目九番五号

名護支店　名護市大東一丁目七番一二号

八重山支店　石垣市石垣二七〇番地の八

与那原営業所　与那原町与那原三〇八一番地

安里営業所　那覇市安里四番地レキオビル二階

糸満営業所　糸満市糸満八七〇番地

諸見営業所　沖縄市諸見里一八一番地の三

伊是名出張所　伊是名村仲田九一二番地

南部出張所　那覇市天久一一三一番地の一一

久米島駐在事務所　仲里村比嘉一〇八番地

諸見営業所　沖縄市字諸見里一六二番地の一

四、登録番号　沖第一号

五、登録年月日　昭和四十八年七月十七日

六、登録削除年月日　平成二十一年三月三十一日

七、営業保証金の額　金五十五万円、有価証券十二万円

八、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその権利の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を内閣府沖縄総合事務局長に提出すること。

九、前号の申出書のないときは、第七号の保証金は取戻される。

平成二十二年五月十二日

沖縄県那覇市松山二丁目三番一〇号二階

株式会社オークス

代表清算人　上原　教文

承継人　株式会社ＯＣＳ

代表取締役社長　渡慶次道俊

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年５月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社藤屋不動産　②茨城県知事(9)2573　③代表取締役　安藤敏武　④茨城県神栖市波崎7690番地の２　⑤1000万円　⑥茨城県知事　⑦茨城県神栖市波崎2495―４　有限会社藤屋不動産　代表取締役　安藤敏武

①ニュー・リアル・クリエイション株式会社　②東京都知事(1)84561　③代表取締役　田中淳嗣　④東京都港区赤坂４丁目１番31号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂４丁目１番31号　ニュー・リアル・クリエイション株式会社　代表取締役　田中淳嗣

①株式会社ＴＡＫリアルティ　②国土交通大臣(7)3255　③代表取締役　竹中統一　④東京都江東区南砂二丁目５番14号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区本町四丁目１番13号　株式会社竹中工務店　代表取締役　竹中統一

①ナカガワコンサル　②東京都知事(1)86687　③中川久子　④東京都狛江市中和泉一丁目17番２―102号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都狛江市中和泉一丁目17番２―102号　中川久子

①株式会社西武プロパティーズ　②国土交通大臣(2)6999　③代表取締役　田島幸夫　④東京都豊島区南池袋一丁目16番15号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目３番地12新横浜スクエアビル18階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都豊島区南池袋一丁目16番15号　株式会社西武プロパティーズ　代表取締役　田島幸夫

①株式会社セルサスコーポレーション　②国土交通大臣(1)7374　③代表取締役　大塚満　④大阪市淀川区西中島５丁目５番15号　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市淀川区西中島５丁目５番15号　株式会社セルサスコーポレーション　代表取締役　大塚満

任意清算公告

当社は、平成二十一年三月二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十二日

愛知県清須市字東町三七二番地

合資会社鼈甲屋

代表社員　平野　勝久